

令和7年度 生活習慣病予防健診のご案内（被保険者様）

【35歳～74歳の被保険者（ご本人）の健診】

健診のご案内を3月下旬に事業所様へお送りしています。ご覧ください。（黄緑色の封筒です。）

- ＜ポイント＞
- ①定期健診項目に「がん検診」もプラス
 - ②年度内にお一人様につき1回、健診費用の一部を補助するのでお得

一人当たりの負担上限額

- ・一般健診 **最高5,282円**
- ・子宮頸がん検診（単独受診）20歳～38歳の偶数年齢の方 **最高970円**

一般健診に追加できる健診 ※単独受診はできません。

- ・付加健診 **最高2,689円**

令和6年度から付加健診の対象年齢が「40歳、50歳」⇒
「40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳」に拡大！

- ・乳がん検診 50歳以上偶数年齢の方 **最高 1,013円**
40歳～48歳の偶数年齢の方 **最高 1,574円**
- ・子宮頸がん検診 36歳～74歳の偶数年齢の方 **最高 970円**

付加健診項目

- ・尿沈渣顕微鏡検査 ・血液学的検査
- ・生化学的検査 ・眼底検査
- ・肺機能検査 ・腹部超音波検査

★この機会に生活習慣病予防健診をご利用ください。



令和7年度 特定健康診査のご案内（被扶養者様）

【40歳～74歳の被扶養者（ご家族）の健診】

健診のご案内を4月上旬、被扶養者様あてにお送りしました。（黄色の封筒です。）

健診を受診する時に必要な受診券が入っています。ご確認ください。

※お送り先は、被保険者様のご住所です。ご住所が別の場合（単身赴任等）は、被扶養者様にお渡しいたしますよう、お願いいたします。

- ・年度内にお一人様につき1回、健診費用の一部を補助します。
- ・「**受診券**」と「**資格情報のお知らせ**」の**記号番号が一致しているか確認してください。**（異なっている場合は、受診券の申請が必要になります。）
- ・各都道府県支部において、自己負担額は異なっております。ホームページでご確認いただくか、各都道府県支部へお問い合わせください。

★被扶養者様におすすめいたしますよう、お願いいたします。



健康経営優良法人2025認定事業所が発表されました！

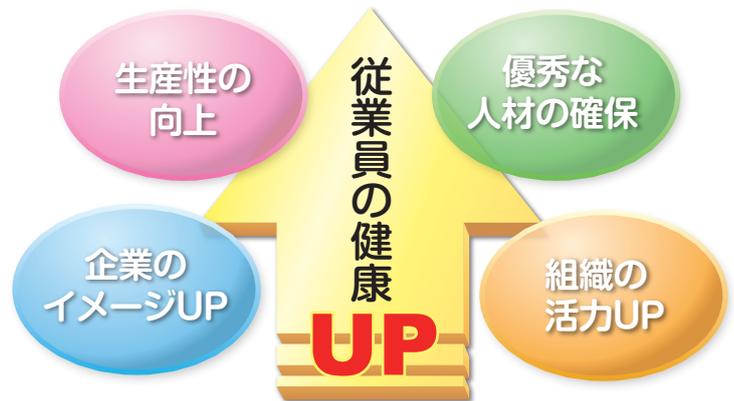
経済産業省が主導して、優れた健康経営®を行う法人・団体を表彰する「健康経営優良法人認定事業所」に、徳島支部加入事業所から**118社**が認定されました。(大規模法人部門:6社、中小規模法人部門(ブライツ500):3社、中小規模法人部門(ネクストブライツ1000):5社、中小規模法人部門:104社)

前年認定の112社から6社増となりました。認定を受けられた事業所の皆さま、おめでとうございます！

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康経営とは、従業員の健康管理を個人の問題ではなく、経営的視点で考え、戦略的に実践することです。近年、「健康経営」への関心が高まっており、取り組む企業が増加しています！

健康づくりの取り組みは、**従業員の健康維持**のほか**組織の活力・生産性の向上**、**企業ブランド価値の向上**など多くの利益が期待できます。



健康経営優良法人認定への第一歩 ✨

健康経営の取り組みを「**健康事業所宣言**」から始めませんか？

健康事業所宣言とは、「私の会社は社員の健康のために〇〇に取り組めます！」と企業(経営者)が社内外に発信し、協会けんぽのサポートをしながら会社全体の健康づくりに取り組むことです。

詳しくはこちら

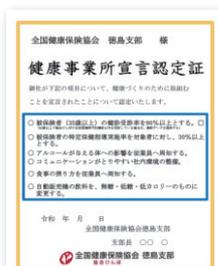


手続き方法はとても簡単！「**健康経営®SUPPORT BOOK**」に挟み込んでいる「**健康事業所宣言エントリーシート**」に必要事項をご記入の上、協会けんぽ徳島支部宛てにFAXするだけで完了です。

エントリー後は、**健康情報誌の提供**や**オンライン健康づくり講座のご案内**など、宣言事業所様限定で**様々な特典**をご用意しております。



必要事項を記入してFAXで提出



健康事業所宣言認定証



健康情報誌や健康講座



名刺等に使用できるロゴマーク

2025年2月末時点で**899社**が健康事業所宣言中！ぜひお気軽にエントリーください。